信楽高原鐡道で定期券を購入された方へ

- 〇 信楽高原鐡道の定期券
- 信楽高原鐡道とJR・近江鉄道との連絡定期券(他社連絡定期券)

の払い戻し対応については以下のとおりです。

① 最初の登校日限定 【1年生/4月14日(火)、2年生/4月17日(金)、 3年生/4月16日(木)】に払い戻しをする場合。

「定期券の運賃」から「通用開始日から10日(金)までの正規運賃(往復)と 登校日の運賃」と「払い戻し手数料210円(他社連絡定期は220円)」を 差し引いた額を払い戻しします。

② ①以降の日に払い戻しする場合

「直近の最終登校日」までのすべての日に使用したとみなして、

「定期券の運賃」から「使用済み月数に相当する定期運賃(1か月未満の日数は1か月利用されたものとする)」と「払い戻し手数料210円(他社連絡定期は220円)」を差し引いた額を払い戻しします。(1か月定期券など払い戻し額がない場合もあります。)

【事務室よりおしらせ】

- ① 学校再開後に再度定期券を購入される場合は、改めて「通学証明書」 が必要です。事務室に申込書類があります。
- ② JR単独、各バス会社の定期券につきましては、各々の定期券を購入された場所にお尋ねください。

【信楽高原鐡道よりおしらせ】

払い戻しは信楽駅においてのみおこないます。

なお信楽駅窓口での払い戻し手続きには相応の時間を要しますので、窓口が混雑することにより、予定の列車に乗れない場合がありますので、ご了承願います。

(お問い合わせは信楽高原鐡道 ☎0748-82-0129 まで)